

資 料	「江別市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」及び「江別市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）」を制定することに伴う意見公募について	平成24年 7月27日 健康福祉部介護保険課
-----	--	---------------------------

■「江別市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」及び「江別市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）」の制定理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律」等により、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、これまで、同法に基づき全国一律に定められていた「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が見直され、市町村がそれぞれの判断に基づき条例を定めることとなりました。

これに伴い、江別市では、現在条例制定に向けた検討を進めており、その案の概要について、市民の皆様の声をお聴きするため、意見公募を行います。

■条例制定に対する考え方(案の概要)

「江別市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「江別市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」について、省令で定められていた基準に基づいて、江別市の地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスのより適切な運営等を図ることを目的として検討した結果、「従うべき基準」、「標準とすべき基準」については、江別市独自に省令と異なる基準を規定するほどの地域的な特徴が認められないことから、国の基準に従うことが適切であるとの結論に達しました。

「参酌すべき基準」については、検討を行った結果、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）の居室定員について、国の基準である「一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。」を、原則は1名のままとした上でプライバシーに配慮した設計であると認められた場合は4人以下とすることができるものと見直すこととします。

このことにより、個人の尊厳の確保を図った上で、入所者の多様なニーズへの対応を可能とするものです。

その他の「参酌すべき基準」項目については、江別市独自に省令と異なる基準を規定するほどの地域的な特性が認められないとの理由から、国の基準に従うことが適切と思われるとの結論に達しました。

上記により、省令で定められていた基準の一部を見直した上、江別市が定める条例とすることにしました。

また、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と、事業者の指定に関する基準のうち申請者の欠格事由に係る基準も条例で定めることとされており、入所定員については地域密着型サービスの上限である「29名以下」、欠格事由として「法人であること」と、それぞれ条例において定める予定としています。

■意見募集に係る資料

- ① 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に伴う介護保険関係改正内容
- ② 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準整理表
- ③ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- ④ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に伴う介護保険関係改正内容（介護予防）
- ⑤ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準整理表
- ⑥ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

■施行期日

平成25年4月1日（予定）